

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項及び人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号）別記1の第4の規定に基づき、下記のとおり公表する。

## 記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

小竹町全域

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成29年1月26日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

区域（地区）名	法人	個人	集落営農（任意組織）
小竹町全域	6	10	0

4. 3の結果として、当該区域に担い手は十分にいるかどうか

担い手がない

5. 農地中間管理機構の活用方針

農地の出し手は原則として農地中間管理機構を活用する。

6. 地域農業の将来のあり方

本町は、福岡県のほぼ中央部に位置し、水稻単作を主体とする農業経営を展開してきた。石炭採掘により発生した大規模な農地の鉱害復旧は、平成11年をもって完了したが、鉱害復旧が長引いたことや、その間、担い手等が高齢化したこともあって農業生産量は伸びなかった。農地の状況については現在、地盤沈下等により耕作に支障をきたす農地が多数あり、5年後、10年後はさらに状況が悪化すると思われる。また、土地改良等の基盤整備が行われていない地域では、一枚あたりの水田面積が小さいために耕作がしにくかったり、農道が狭く便利が悪かったりと耕作に適した状況とは言い難く、早急な整備が望まれる。こうした状況を見るに本町の農業は過渡期に差し掛かっていると言える。今後は中核となる担い手に農地を集積するとともに、農地の有効利用を推進し、収益性の高い農業経営の確立を図る。また農業経営の複合化、次代の担い手となる新規就農者の育成が望まれる。